

会 議 録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第1回）
開催日時	平成21年4月21日（火曜日）午前9時40分から午前11時40分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 501 会議室
出席者	<p>（委員） 保谷委員、横澤委員、岡本委員、十重田委員、長谷川委員、河野委員</p> <p>（説明員） 危機管理室 東原特命主幹、五十嵐主査、鈴木主事 福祉部高齢者支援課 鈴木課長、横山課長補佐 福祉部障害福祉課 磯崎課長、青柳課長補佐</p> <p>（事務局） 総務部総務法規課 澤谷課長、遠藤係長、早川主査、白戸主事</p>
議題	<p>1 西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて（諮問）</p> <p>2 市長及び教育委員会が設置する施設管理用び防犯カメラで撮影された映像（個人情報）について（報告）</p>
会議資料	<p>議題1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書 ・ 西東京市災害時要援護者避難支援プラン全体計画 ・ 西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱 ・ 災害時要援護者登録制度対象者数一覧表 <p>議題2 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内に設置した防犯カメラの運営状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民部市民課 (2) 子育て支援部子ども家庭支援センター (3) 生活環境部ごみ減量推進課 (4) 教育部公民館 ・ 平成17年3月の答申の写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 市長が設置する施設管理用の防犯カメラで撮影された映像（個人情報）について（西東京市長あて） (2) 西東京市教育委員会が設置する施設管理用の防犯カメラで撮影された映像（個人情報）について（教育委員会教育長あて）
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>議題1 西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて（諮問）</p> <p>応接室において市長から「西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱い</p>	

について」の諮問をした。

(事務局及び危機管理室から諮問の趣旨、災害時要援護者登録制度及び個人情報保護制度について説明

)

会 長 実際に名簿に載せられる人数はどのくらいになるのか。

説明員 重複を除いて8,000人程度と考える。手上げ・同意方式だとその1割というのが先進市の状況なので、800人程度と考えている。

会 長 個人情報保護の観点から800人の情報と5,000人の情報では価値が違う。

説明員 年1回名簿を更新して、事前に情報を把握していれば災害時に対応することができると考えている。

委 員 練馬区では名簿に記載されているのは何人くらいか。

説明員 手上げ・同意方式により、3月末で約3,300人と聞いている。

委 員 その他手帳保持者というのは、どういう方か。

説明員 身体障害者手帳が6級まで、精神障害者保健福祉手帳が3級まで、愛の手帳が4度まであり、その他手帳保持者は1・2級、1・2度以外の方である。

委 員 心身に障害のある者というのは、施設に入所する等家族が何らかのかかりを持っていると思われる。そうするとやはり必要となるのは介護を受けている65歳以上の方となるのではないかと思う。

会 長 名簿の配布方法は、国分寺市は必要などころに必要なものだけ小分けして配布しているが、西東京市はどのように考えているのか。

説明員 消防署や警察署は市を網羅して活動しているため名簿全部を配布するが、消防団、地域包括支援センター、民生委員は活動が地区で分かれているため、その地区の方の名簿を配布することになる。

委 員 支援プランでは基本的には手上げ・同意方式でやることになっており、その後で関係機関共有方式の検討ということになっている。名簿作成の方式についてどのように整理しているのか。

説明員 まず市としては今年度から手上げ・同意方式をやっていくことにしている。そのやり方だけでは救えない要援護者について事前に情報を関係機関が共有し、災害時の支援体制を作る必要があるため、個人情報保護審議会での審議を経て関係機関共有方式を進めていきたいと考えている。

委 員 関係機関共有方式ができるということになれば、手上げ・同意方式は止めて関係機関共有方式でやるということなのか。どの時点で、手上げ・同意方式から関係機関共有方式への移行を考えているのか。

説明員 想定としては、今年度は手上げ・同意方式で進めながら、関係機関共有方式を後追いでやって、今年度中に追いつかせられる状況にもっていきたいと考えている。

委 員 やはり基本的には関係機関共有方式でやっていくということでのいいか。

説明員 それが望ましいと考えている。

事務局 関係機関共有方式ができるようになれば、手上げ・同意方式は継続しないということでのいいか。

説明員 手上げ・同意方式は継続する必要があると考えている。手上げ・同意方式も進めていくが、市として関係機関共有方式も必要だと考えている。

委 員 実施要綱は練馬区のを参考に作成したのか。

説明員 先進市の例を参考にしながら、手上げ・同意方式でのやり方について作成した。

委 員 その中で、名簿を配布した支援組織が名簿を適切に管理しなかった場合は名

簿を回収するとなっているが、回収するだけでよいのか。

説明員 それでよい場合もあるだろうし、要綱第 12 第 3 項に規定されている罰則等の規定に基づいて対処することになると考えている。

事務局 個人情報保護条例は、あくまでも市の組織を縛るものである。外部の支援組織で情報が漏えいしてしまったような場合は、例えば警察なら、警察の内部の個人情報保護の規定の対象となる。個人情報を渡すのに適切な組織かどうかという問題もある。個人情報保護法の対象となる団体であれば、個人情報保護法の罰則が適用になる。また、犯罪的な利用ということになれば、刑法が対象になり、告発ということになる。

委員 関係機関共有方式で、今回の諮問では本人通知をしないことになっているが、本人通知をしない場合に、勝手に個人情報を共有されたという苦情が起こり得るが、それに対する対処はどのように考えているか。

説明員 それは想定しており、それを踏まえて審議会で議論をしてもらいたいと考えている。

委員 個人情報をこのような形で共有していますよ、というようなお知らせを対象者にする、ということもしないのか。

説明員 私たちの目的は要援護者の身体を助けるということなので、事前にどのような方がどこにおられるかの情報があれば、災害が起きたときに助けることができるため、通知はしない方がよいのではないかと考えている。

委員 後で知った人が苦情を言ってきたら、個別に対処するのか。

説明員 そのように考えている。

説明員 高齢者の方は、今まで健康でも急に寝たきりになったり、介護度がなかったのに急に 3、4 になったりということもあるので、そういったことも想定して、ある程度対象者は大きな範囲にして、関係機関共有方式を構築しておくことが必要だと考えている。

委員 家族構成や同居の状況については、住民票を基に整備するのか。収集する個人情報の中で、一人暮らしかどうかというのは住民票の登録から判断するのか。実態とずれているような場合はどのように調査するのか。

説明員 住民票から判断するので、実態にそぐわないこともある。

委員 民生委員の方等が情報を確認するというようなことは想定していないのか。

説明員 75 歳以上の方については高齢者支援課で行う生活実態調査で状況を把握し、情報を得ることができる。74 歳までの方は場合によっていろいろな情報が入ってくるので、最初のものにその情報を埋めて、更新していくというやり方しかないと考えている。

委員 要介護等になっていなければ、65 歳以上でも十分一人で逃げられるということで差し支えないと考えてよいのか。

説明員 70 歳代、80 歳代でも今お元気な方もたくさんおられる。

委員 65 歳以上で一人暮らし・高齢者だけの世帯というだけで登録するような、ここまで対象者を広くする必要があるのか。

説明員 要支援の方が要介護 1 を飛び越えて要介護 3、4 となるようなことが実際に多くあるので、そういった方について懸念している。

説明員 高齢者支援課としても対象者を絞り込むかどうか内部で議論したが、要介護度等の基準で分けられるものではない。また高齢者は状態の変化が大きいというリスクがあるので、全体を網羅した中で優先度を検討していくという方が、本当に必要な方を救えるのではないかと考えている。

委員 市民の立場からすると、対象者は多い方がよい。対象者を 65 歳以上までと広げておいて、手上げ・同意方式も進めていくのがよいのではないか。

委員 65歳以上となると25,000人とかなり多いので、実際問題としてこれだけの方を助けられるのか。西東京市の全体の人口のうち、これだけのたくさんの方を要援護者として登録するというのは実際に使えるのかどうか気になる。介護保険の対象者や障害者等最低限の必要な方から名簿を作成した方が現実的ではないか。実際の大災害のときの使い勝手等いろいろ考えると現実的なのか疑問がある。

説明員 要援護者登録制度の対象者は、被災リスクの高い方から優先的に名簿を作成することになっている。

委員 それならば2万人、3万人の名簿を作らなければいけないのか。それだけの名簿を作る市の手間ひま、情報の管理の問題を考えるとこれだけの名簿が本当に必要なのか。

会長 現実にリストアップされる人数は、1,000人前後となる。

委員 手上げ・同意方式だとその程度の人数になるとのことである。

事務局 手上げ・同意方式は本人同意があるので、基本的に審議会の審議事項ではない。手上げ・同意方式の対象は1,000人弱であろう。手上げ・同意方式以外の範囲が広いので、その全体を集めることについて御審議いただきたい。

委員 全体としては、25,000人の名簿を作ることを想定しているのか。

説明員 想定している。

委員 そこまでの人数のものをそろえる必要があるのか。災害時にそれだけの人数を救えるわけではないのではないか。

委員 高齢者の実態調査をするときに75歳以上としたが、この制度についても70歳程度が適当でないか。65歳では低いのではないか。

委員 後期高齢者制度の75歳というのもある。

委員 要介護の方で5,000人弱いる。心身障害者も含めると10,000人いる。10,000人の安否確認をするのは大変な作業だ。関東大震災クラスの震災が発生したときに安否確認をするのは困難な活動になると思うが、そこからできる範囲はおのずと決まってくるのではないか。

委員 この情報をどういう形で使うつもりなのか。ここに住んでいる人がいるはずだから安否の確認を行う、ということでも使うのか。

説明員 使う。安否確認を最優先で行う。災害時にその家に人がいるかいないかの確認をすることを大前提としている。安否確認用の用紙に、1番なら家にいる、2番なら避難所、3番なら病院にいるなどのマーキングをする。それ以上は何もできないというのが実際と考える。

委員 その考え方を拡大すると、年齢とか障害とかは関係なくなるのではないか。すべての人が対象になるのではないか。

説明員 一般的に社会的弱者といわれている人が65歳以上といわれており、近隣自治体や国の指針でもそのようにしているので、65歳以上とした。65歳以上で安否確認をすれば安心と考えている。

委員 65歳で高齢者としてしまうのはどうか。75歳以上なら後期高齢者としていつどうなるか分からないというのはあると思う。

委員 西東京市独自のラインを出すかどうか。そのラインが、なるほどという理由がつけられるかどうか。あとはどういう状況を想定しているのかにもよる。

説明員 前回御覧いただいたDVDの状況を想定している。DVDでは、避難所まで連れて行っているが、安否確認ができて、自宅が安全であればケースバイケースでそれでよいと考える。西東京市では、洪水ではなく地震が対象となる。

事務局 個人情報保護条例では、災害時や生命身体に危険がある場合には条例の対象外となっている。諮問をしているのは災害時ではなく、そうではないときか

ら準備をしておきたいという内容になっている。行政として苦慮しているのは、個人情報を守らなければならない、一方で、災害時のため平常時に本人以外からの個人情報の収集、目的外利用、外部提供等をして準備しておかなければならない、というバランスをどうとるかというところである。

委員 目的もよいし、結論からしてよいということになるのだろうが、高齢者の線引きが現実的でないところが引かかる。

事務局 提供する所管課としてはどのような意見があるか。

(障害福祉課から身体、知的及び精神の手帳に関する取得及び更新の手続の説明、重複して障害がある場合の態様について解説)

説明員 重複して障害がある場合や、障害の進行状況によって意思表示を明確にすることができない場合がある。その場合、障害の範囲を限定することによって対象から漏れてしまうことがあるといった懸念がある。線引きするより全体として把握した方がよいと考えている。障害が重複しているケースが多いことを考えると線引きが難しいので、全体として考えて提出した資料の数字となっている。

(高齢者支援課から見守りのネットワーク、地域包括支援センター等のシステムにより高齢者の実態をかなり大量に把握していることを説明)

説明員 援護すべき対象はすぐに提供することができるので、全体の対象者の中から優先すべき対象をどのように線引きするかを工夫していくべきと考えている。

委員 提案だが、高齢者は75歳にして、要介護者、障害者及び難病者についてまず早く取り掛かるというのはいかがか。災害はいつ来るか分からない。広く名簿を準備するのが目的ではなく、速やかに準備するのが優先ではないか。

委員 案自体は変えられないということか。

事務局 審議会に諮っておりますので、認めないという結論や、条件を付けたりということはあるものと考えている。65歳からなら認めないが、70歳以上なら認めるなどの判断もあると考える。また、2万人の名簿を集めるが、これをすべて外部提供するわけではない。内容を精査して、対象を絞って警察署・消防署であれば全部だが、消防団であれば管轄する地域の情報で優先度を絞って渡すなどすることもある。危機管理室ではすべての情報を保管するが、その情報すべてを丸投げするというものではない。

委員 警察署には具体的にはどのような名簿を渡すのか。全部渡すということになると要介護者、障害者及び難病者について、警察署はどう対応するのか。

説明員 災害が発生したときに事前に何町何丁目にはどのような要援護者がいると情報を持っていれば、すぐに安否確認ができる。そのような使い方を想定している。

委員 警察署としては、要介護度の高い人、障害等級の高い人を優先せざるを得ず、使い勝手を考えれば65歳以上のすべての情報を渡されてもほとんどの部署で対応できないのではないか。そのような集め方は個人情報の管理の点から見てもやり過ぎではないかと思う。情報の管理というものがなければそれでいいと思うが、情報が漏れるなど管理の面から考えると、あまりに現実性がない数を集め過ぎるのも問題があるのではないか。警察や民生委員や消防団に情報を持っていったときに、どれくらいの人数の安否確認が生存可能期間とされる3日の間に可能なのか、その人数がどれくらいなのか、それに必要な名簿はどれくらいなのか、おのずと市の規模からいってあるのではないか。

他の市がやっているからといって西東京市も65歳以上でやるというのは現実性からいって疑問だ。

委員 今日委員の発言をもって今日決めなければならないわけではない。

会長 委員のこの制度に関する概要の理解がまだ同じではない。もう少し概要を把握して議論を進める必要があると思う。ただし、ゴーサインは早めに出した方がいいと考える。審議会は実施をするサイドではない、枠組みを検討するサイドである。

委員 紙の上だけで考えても問題があるので、現実が分かって絞った方がいいとも思う。65歳から対象とされて怒る方もいれば、65歳で援護の対象としてくれるのかと親切に思う方もいるのではないかと。事務的に対象者を瞬時に把握することがどれくらい大変なのか、そこら辺が分かって議論がしやすい。

委員 現実問題として、名簿を作るのに簡単にできるものなのか。

説明員 作ること自体はそんなに難しくない。

委員 実際は2階に一人暮らしで、1階に家族がいても一人暮らしとしてリストに載るのか。

説明員 載る。

委員 65歳以上で自分は対象としなくていいといった場合は外せるのか。

説明員 外せる。

委員 手上げ・同意方式なら外せるが、今回は共有方式なら本人の同意がないのでそれがいいのか、というのが課題だ。

説明員 支援する側の人数を説明すると、警察は田無警察に500人、西東京消防署に240人、出張所含めて消防は350人、そのほかに消防団が240人市内の地区ごとにいる。地域包括支援センターもある。防災市民組織は、研修をする必要はあるが74団体ある。支援する側は相当数おり、手厚く確保できている。情報は、警察署・消防署であれば全部渡すが、消防団や地域包括支援センターは市内に分散しているので、それが強みだと考えている。

委員 実際に高齢者以外にも救助しなければならないときに、支援者全部で1,000人のうちどれぐらいの人数が安否確認に割り当てられるのか。何人ぐらいを何日間ぐらい安否確認に費やすつもりなのか。

会長 要援護者の人数をかなりの精度で絞り込まなければ行政は動けないだろう。ただ、それを個人情報保護条例上絞り込む前提条件がある、審議会はその条件も審議して答申を出さなければならない。

委員 外部提供について、警察署に提供するということであるが、国分寺市は警察署が入っていない、練馬区は入っている、どういういきさつで西東京市は入れることとしたのか。

説明員 国の指針では入れることとしている。国分寺市では、提供の段階で所轄署の体制が取れていなかった。練馬区は体制ができていた。

委員 警察署に情報を出して欲しくないという人もいるだろう。また、民生委員や自治会などいいが警察は嫌だという人もいるだろう。入れる理由は何かと確認したかった。

説明員 警察署は、この名簿については、要援護者制度でなければ使ってはいけないと通達が出ている。練馬は福祉に重点を置いており、体制組みが早かったため情報をすぐに渡せた。

委員 西東京市は、警察署との連携の確認はとれているのか。

説明員 まだとっていない。制度や情報の内容が確定しないと話をしに行くことができない。

委員 収集する個人情報の内容だが、障害や難病の情報などもあるということだ

が、これはどの程度の情報を記載するのか。

説明員 国分寺を例にすると、個人の身体の状況や服用している薬などの情報である。

事務局 それは手上げ・同意方式の場合なのか。

説明員 手上げ・同意方式である。共有方式であればそこまでの情報は無理なので、簡単な情報の部分に限られる。

委員 介護度や難病とかにについての情報をどこまで外部に出すかは難しい問題と考える。

説明員 介護度などについて提供する必要があるのは、その方の扱いが介護度によって変わってくるからである。難病についても同様である。

委員 その情報はどこから得るのか。

説明員 福祉の部署からである。

事務局 手上げ・同意方式で得た情報とのバランスなど検討課題だと認識している。

会長 支援者に関する部分を含めて、まだ詳細は詰まっていないと考えるので、次回引き続き検討する。それでは議題1を終了する。

(休憩)

会長 議題2について始める。防犯カメラの報告についてだが、現場を確認するか。

事務局 現場の写真により確認をしていただく。

(事務局から「防犯カメラの設置報告義務」について答申の説明)

議第2の資料により市民課・子ども家庭支援センター・ごみ減量推進課・公民館の各担当者から設置した防犯カメラの説明

会長 各委員から質問はあるか。

委員 このカメラは無停電装置などになっているのか。

説明員 全施設について自家発電設備があり無停電対応ができています。

委員 録画の時間について、エコプラザでは録画時間が他の施設よりも短いという違いがあるのか。

説明員 現在は4ギガのカードを使っている。動きを感じないと作動しないシステムになっている。

会長 議題2を終了する。その他事務局から何かあるか。

事務局 御質問等があれば事務局まで御連絡いただきたい。

会長 本日は閉会する。